

6月1日(月)から

レジ袋の有料化等が始まります!

市内に店舗を構える小売業者8社25店舗において、食品売り場などで配布されるレジ袋の有料化等を実施し、消費者の方々にマイバッグ持参を呼びかけ、レジ袋削減に取り組みます。

●レジ袋の有償提供による取り組みを実施する小売業者

小売業者	実施店舗名
イオンスーパーセンター(株)	石巻東店
イオンリテール(株)	ジャスコ石巻店
(株)イトーヨーカ堂	石巻あけぼの店・石巻中里店
(株)ウジエスーパー	飯野川店・広瀬店・桃生店・山下店・Uマート石巻店
(株)ステップ	エスタ店・ステップワン店
みやぎ生活協同組合	アイトピア店・石巻渡波店・石巻大橋店・蛇田店
(株)ヨークベニマル	石巻蛇田店・大街道店・中浦店・湊鹿妻店

●マイバッグを持参した顧客にキャッシュバックによる取り組みを実施する小売業者

小売業者	実施店舗名
(株)あいのや	大街道店・鹿妻店・門脇店・中里店・蛇田店・渡波店

☎ 廃棄物対策課(内線510)

不法投棄はいけません

6月は「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。私たちの生活に伴って排出される廃棄物が、一部の心無い人たちの手によって、河川や山林に、もしくは、人目を忍んで他人の土地へ勝手に捨てられるケースがあります。

市では、このような行為を防止するため、職員によるパトロールや不法投棄防止看板を設置するなどのほか、不法投棄監視体制を強化するため、「宮城県タクシー協会」・「市内郵便局」・「森林組合」と情報提供のための協定を結び、山林や市街地を監視する体制をとっています。

このシステムは投棄物や投棄者を発見した場合、速やかに石巻保健所および警察署などの関係機関に通報することにより、不法投棄を未然に防止することを目的としています。

なお、不法投棄禁止違反の場合は、5年以下の懲役または、1000万円以下の罰金に処せられます。
☎ 廃棄物対策課(内線402・403)

6月の第1週は

「ごみ減量・リサイクル推進週間」です!

廃棄物の減量化や再生利用を

促進するため、市民・事業所・行政が連携し、今まで以上にごみの減量および資源化に向けた取り組みが必要となっています。これまでの「使い捨て社会」の流れを、ごみを減らして資源やものを大切に使う「循環型社会」に変えていかなければなりません。

みんなで循環型社会を作るために、**3R(スリーアール)**を実行しましょう。

Reduce(リデュース)

ごみを減らそう

繰り返し使おう

Recycle(リサイクル)

再び資源として利用しよう



『ごみは分別して捨てる』一人ひとりが、環境のことを少しでも意識して、できることから3Rを始めてみましょう。

☎ 廃棄物対策課(内線510)



粗大ごみは集積所に 出せません!!

粗大ごみは戸別に予約をしてからの有料各戸収集となります。しかし、勘違いされて、集積所へ粗大ごみを出す方がいるようです。集積所へ出した粗大ごみは、地域の皆さんの迷惑となるだけでなく、不法投棄となり、取り締まりの対象となりますので間違えのないようご協力ください。

☎ 廃棄物対策課(内線402・403)

防疫用(消毒)機器購入費用を助成します

町内会、行政区において地域の防疫(消毒)活動に係る防疫用(消毒)機器を購入する場合に、購入に要した経費の一部を助成します。

申請者 町内会長または行政委員

補助金額 防疫用(消毒)機器購入に要した経費の3分の1(上限30,000円)

☎ 環境対策課(内線268・269)・各総合支所市民生活課

空き地・空き家は適正に管理しましょう!

空き地・空き家の所有者は、雑草が繁茂し、害虫の発生などにより周辺の住民の皆さんに迷惑がからないように適正に管理しましょう。

*空き地・空き家の雑草を刈り取りましょう。

*空き地には、囲いをするなどゴミが投棄されないようにしましょう。

☎ 環境対策課(内線268・269)



市総合防災訓練を実施します

市では地震・津波に備えるため、総合防災訓練を各地区で開催します。

なお、当日の午前9時にサイレンを鳴らしますので火災などと間違えないようご注意ください。

■とき

6月7日(日)午前9時～

■各地区の防災訓練会場

石巻地区

主会場 総合運動公園
第二会場 荻浜地区

河北地区

主会場 大谷地小学校

雄勝地区

地区全域(重点地区・小島波板地区)

板地区

河南地区

主会場 北村小学校

桃生地区

地区全域

北上地区

地区全域(重点地区・女川地区)

牡鹿地区

地区全域

合支所総務企画課

防災対策課(内線397)・各総務課



人命や大切な財産を一瞬のうちに奪い去る土砂災害。土石流、地すべり、がけ崩れなど土砂災害は主に雨などが引き金となって発生します。

梅雨時期から秋の台風シーズンにかけて、降雨の多いときが土砂災害の最も発生しやすいときです。

雨になったら要注意です。家や職場は大丈夫ですか？

危険な箇所を点検し、防災情報を収集するなど「日ごろの備え」を万全にし、「早めの避難」を心掛けましょう。

問 県東部土木事務所河川砂防第一班 ☎94-8785
市道路課☎95-1111(内線389)・各総合支所産業建設課

地籍調査にご協力を!



地籍調査は、土地の戸籍ともいえる「地籍」の明確化を図ることを目的に、国土調査法に基づき行われています。

現在の地籍といえるものは、法務局に備え付けられている「土地登記簿」と「公図」があげられますが、その多くは明治時代に作られたものであり、不明確なところが多く、土地に関するトラブルが起きる原因にもなっています。

これから実施する地籍調査は現在の優れた測量技術によって正確で新しい地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成し、皆さんの土地を明らかにします。調査を円滑に進めるため、皆さんのご協力をよろしくお願います。

◇平成21年度調査予定地区

水押一丁目・水押二丁目・水押三丁目

※調査地区内に土地を所有する方には、個別に説明会の通知

をします。
※平成22年度以降も計画的に実施する予定です。

◇地籍調査の方法

①境界の立ち会い(一筆地調査)を行います

この調査は、法務局にある「公図」と「登記簿」を現地に照らし合わせ、一筆ごとの土地について所在・地番・地目・境界を所有者が現地立ち会いのもと調査し、確認するものです。

②土地を一筆ごとに正しく測量します

立ち会いをして境界が定まったら、最新の測量方法を用いて土地を一筆ごとに測量します。

③調査や測量の結果を皆さんが確認(閲覧)します

調査や測量の結果、「地籍図」と「地籍簿」を作成します。

その成果は、調査区域に近い施設を利用して20日間閲覧しますので、自分の土地が間違いないかを確認してください。

④土地登記簿や公図が書き換えられます

閲覧が終わったら、所定の手続きを経て法務局に送付します。法務局では、調査の結果をもとに土地登記簿や公図を書き換えます。

問 建設総務課(内線312・562)

【防災ガイド・ハザードマップの内容についておわびと訂正】

先に全戸配布しています「防災ガイド・ハザードマップ」の一部に誤りがありましたので、おわびして、次のように訂正します。

○5ページ

「地震の揺れと想定される被害」における表中の記載が「地震防災マップ」3 地震の大きさ⇨震度とは何か?

における気象庁「震度階級解説表」の内容を要約したことにより一部不適切な表現となり、誤解を与えますことから、「想定される被害」の内容については、「震度階級解説表」を参照してください。

○13ページ

「情報伝達を定める必要がある災害時要援護者施設一覧表」を「情報伝達を定めている災害時要援護者施設一覧表」に訂正してください。

○牡鹿地区配布のマップ

牡鹿公民館谷川分館と牡鹿公民館大谷川分館の位置が逆になっていますので、訂正してください。

※なお、「防災ガイド・ハザードマップ」は、市のホームページにおいて、6月末に公開する予定です。

問 防災対策課(内線397)